

# 「令和 8 年度持続的な赤土等流出防止体制の普及・推進委託業務」

## 委託業務仕様書

### 1 委託業務名

令和 8 年度持続的な赤土等流出防止体制の普及・推進委託業務

### 2 背景及び目的

本県の赤土等流出問題については、その流出源の約 8 割が農地であり、農地の赤土等流出防止対策が重要な課題となっている。しかし、農地対策は、その取り組み自体が農家の直接所得に直結しないことに加え、対策のための新たな作業負担や費用が発生することから、普及の初期段階においては、必ずしも十分な取り組みがなされているとは言えない状況にあった。

この課題に対して、平成 24 年度から沖縄振興特別推進交付金を活用した「赤土等流出防止営農対策促進事業（補助金）」により、重点監視海域（「沖縄県赤土等流出防止基本計画」で定める、特に対策が重要な地域。）等を有する各市町村赤土対策地域協議会（以下、「地域協議会」という。において、農業環境コーディネーターが配置されてきた。彼らの尽力により、地域における農地対策の実践と普及啓発が進められ、一定の普及及び活性化が図られている。

農地の赤土等流出防止対策は、営農行為と両立しつつ、持続的に行われることが重要である。その継続性を担保するための活動資金の確保は依然として課題であるものの、これまでの取り組みの中で、赤土等流出防止に用いる対策資材を二次利用し、収益化に繋げる新たな仕組みやモデルが一部地域で構築されつつある。これは、対策が単なるコストではなく、新たな価値創造の機会となり得る事を示唆している。

一方で、これまでの普及活動を通じて、地域協議会間の活動量や取り組みの進捗には依然として地域差が見られ、この格差を解消し、一部で成功したモデルを横展開することで、より効果的かつ持続的な赤土等流出防止体制を確立することが喫緊の課題である。

よって、本業務では、これらの背景を踏まえ、単なる既存施策の普及に留まらず、地域協議会間の横断的な連携を強化し、活動格差の是正を図る。さらに、成功裏に構築されつつある対策資材二次活用による収益化モデルを標準化し、そのノウハウを体系化して他地域へ積極的に横展開することで、持続的な赤土等流出防止体制の全県的な推進を図ることを目的とする。

### 3 委託期間

契約締結の日から令和 9 年 2 月 26 日（金）まで

### 4 委託業務内容

地域における赤土等流出防止活動の主体となる地域協議会の今後の在り方も考慮した上で、また、これまでの同委託業務で得られた知見・成果を踏まえ、以下の事項について重点的に取り組むこと。

(1) 地域間連携強化及び活動格差是正のための調査・分析

**【既存データ収集・分析】**

地域協議会の活動記録、予算執行状況、対策実施量、Web サイトアクセスデータ等、既存の関連データを収集し、定量的な活動状況と成果を把握する。

**【ヒアリング調査】**

各地域協議会の担当者、農業環境コーディネーター、主要農家等に対し、ヒアリングを実施。活動における具体的な課題、成功事例（資材二次活用含む）、組織体制、連携状況、人材育成状況、ニーズ等を定性的に深掘りする。

**【原因分析と課題把握】**

収集・分析した定量的・定性的データに基づき、地域間の活動量・成果の格差が生じる具体的な原因（例：資金不足、人材不足、ノウハウ不足、行政との連携不足、地域内合意形成の難しさ、成功事例の未共有等）を把握し、構造化する。

**【改善提案】**

特定された課題に対し、各地域協議会の特性やリソースに応じた具体的な改善策（例：他地域の成功事例の紹介、合同研修会の開催、専門家派遣、資金調達支援策の検討、広報戦略の見直し等）を提案書として取りまとめる。

**【横断的交流会の企画・運営】**

地域協議会、関係者による情報共有・交流会の企画・運営（可能な限り対面、オンライン併用。年2回以上開催）。

(2) 資材二次活用モデルの検証・普及と横展開

**【成功事例の詳細調査・分析】**

既に行われている対策資材の二次活用モデルについて、資材調達、加工方法、品質管理、コスト、販売経路、収益性、環境負荷低減効果、社会的受容性等を詳細に調査し、その成功要因とボトルネックを特定する。

**【モデルの標準化】**

調査した成功事例をベースに、資材の種類、地域の特性（農業形態、既存産業等）、投資規模に応じて適用可能な二次活用モデルの標準的なプロセスを整理する。

**【新たなモデルの探索・検証】**

現状未活用または利用が限定的な資材について、新たな二次活用モデルの可能性を調査する。必要に応じて、小規模な実証実験（モデル事業）を企画・実施し、技術的・経済的・社会的実現可能性を検証する。

## 【二次活用モデルの実務ノウハウ体系化】

資金計画、資材調達、加工、販売、会計処理等を含んだ二次活用モデルの運用に関する実務性のあるノウハウ体系化を実行する。

### (3) 普及啓発の強化と広報戦略の構築

- ・既存の Web サイト「赤土流出防止プロジェクト (<https://redsoilproject.jp/>)」の管理、運営、情報発信の強化を含む、また新規で同様サイト構築可)
- ・成功事例や二次活用モデル、地域間連携の取り組み等を広報するコンテンツ（動画、レポート、Q&A 等）の企画・制作。
- ・地域住民、農業関係者、企業、行政等、多様なステークホルダーへの効果的な普及啓発活動の実施。
- ・実務性のある各種マニュアルやガイドライン等の作成・配布。

### (4) 上記業務内容に係る効果及び妥当性の検証、評価の実施（後年度事業の展開や必要性の提言を含む）

### (5) その他、本業務を実施するに当たり必要又は有効と考えられる事項

### (6) 成果物

委託業務の終了の日までに、成果について報告書として取りまとめ、以下の成果物を提出すること（委託業務にて作成した映像やリーフレット等の完成品及び使用した素材のデータも含む。）。なお、データ形式等については、担当職員と調整すること。

ア 委託業務報告書(A 4 版) 3 部

イ 委託業務報告書の概要版(A 4 版) 3 部

ウ ア及びイに係る電子データを保存した DVD-R 等の電子記録媒体 1 部

## 5 再委託について

### (1) 一括再委託の禁止

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請け負わせることはできない。

また、契約の主たる部分については、その履行を第三者に委任し、又は請け負わせることはできない。ただし、これにより難い特別な事情があるものとして県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

上記(1)で定める「契約の主たる部分」とは次のとおりとする。

ア 契約金額の 50%を超える業務

イ 企画判断、管理運営、指導監督などの統括的かつ根幹的な業務

## (2) 再委託の承認

契約の一部を第三者に再委託しようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。ただし、次の業務については事前の承認を要さない。

ア 資料の収集・整理

イ 複写・印刷・製本

ウ 原稿・データの入力及び集計

エ その他、上記以外に容易かつ簡易な業務がある場合に、県と別途協議を行った業務

## (3) 再委託の相手方の制限

本事業に係る企画提案に参加した者、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請け負わせることはできない。

## 6 著作権

- (1) 成果物に関する著作権及び所有権は、沖縄県に帰属するものとする。
- (2) 本業務に当たり、第三者の著作権等その他の権利に帰属するものについては、受託者の費用を持って処理するものとする。

## 7 その他

- (1) 受託者は、業務遂行に当たって、県と緊密な連携をもって行わなければならない。
- (2) 本仕様書に記載のない事項又は疑義が生じた場合は、県と協議し、その指示に従うこと。
- (3) 業務の適正かつ円滑な執行に向けて、業務内容や進捗状況等に関する報告及び打合せを原則1カ月に1回程度実施すること。また、必要に応じて県と随時調整すること。
- (4) 本仕様書に記載の業務内容は、企画提案のために設定したものであり、委託契約の仕様書については、変更する場合がある。
- (5) 企画提案書が採択された場合においても、提案のあった内容をすべて実施することを保証するものではない。
- (6) 企画提案において二次活用モデル等で資金確保の検証等により、その過程で寄付金等が生じる場合には、その管理や活用等について予め県と協議し、覚書を交わすこと（別添（案）参照。企画提案の内容によって記載内容は調整する。）。

(案)

覚

書

沖縄県(以下「甲」という。)と〇〇(以下「乙」という。)は、令和8年〇月〇日付けで契約した「令和8年度持続的な赤土等流出防止体制の普及・推進委託業務(以下「委託業務」という。))において、乙が獲得した寄附金等の取り扱いについて、次のとおり覚書を取り交わす。

(寄附金等の管理)

第1条 委託業務の実施により乙が獲得した寄附金等については、地域協議会の赤土等流出防止対策に係る活動資金や普及啓発として使用するものとし、乙は、口座を開設し、乙自ら管理すること。

(寄附金等の使途)

第2条 獲得した寄附金等の使途については、委託業務の目的に沿ったものとし、事前に甲と協議すること。

(善管注意事項)

第3条 乙は、善良な管理者の注意をもってその職務を行わなければならない。

(実地調査等)

第4条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し、寄附金等の受入・執行状況、使途、その他必要な事項について報告を求め、または実地調査することができる。

(寄附金等の管理の中止等)

第5条 乙は、災害その他やむを得ない事由により寄附金等の管理が困難になったときは、その事由及び経過を記載した文書を甲に提出し、甲の指示を受けなければならない。

2 甲は、前項の文書が提出されたときは、乙と協議の上、覚書の解除又は一部変更を行うものとする。

3 前項の規定により、覚書の解除又は一部変更を行ったときは、甲乙協議の上、書面により清算するものとする。

(損害賠償)

第6条 乙は、その責に帰する事由により、寄附金等の管理に際し、甲又は第三者に損害を与えたときは、これを賠償しなければならない。

(覚書の解除)

第7条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この覚書を解除し、若しくは変更し、又は既に寄附された寄附金等の全部若しくは一部の返還を求めることができるものとする。

(案)

- (1) 乙がその責めに帰する理由により、この覚書に違反したとき。
  - (2) 乙がこの覚書に違反したとき。
- 2 甲は、前項の規定による覚書の解除等によって生じた乙の損害については、その賠償の責任を負わないものとする。

(実績報告書の提出)

第8条 乙は、「令和8年度持続的な赤土等流出防止体制の普及・推進委託業務」第15条の実績報告書と併せて、寄附金等の収入・支出状況について書面により甲に報告しなければならない。

(機密の保持)

第9条 甲及び乙は、寄附金等の管理上、知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(帳簿等の整備及び保存)

第10条 乙は、寄附金等の管理に関する帳簿、その他の支出の事実を証明する書類を年度毎に整備し、5年間保存しなければならない。

(有効期間及び有効期間の継続)

第11条 本覚書の有効期間は、各条項で期間の定めがある場合を除き、「令和8年度持続的な赤土等流出防止体制の普及・推進委託業務」で定める契約期間満了日までとする。

(補 足)

第12条 この覚書に定める事項について疑義が生じた場合、又はこの覚書に定めのない事項については、甲乙協議の上、処理するものとする。

以上、本覚書締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名捺印の上、各1通を保有する。

令和8年〇月〇日

甲 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号  
沖縄県知事 玉城 康裕

乙 ○○○○  
○○ ○○